

## 第3章 よくある質問

Q 1 申込書等はどこで入手すればよいか。

A 1 新潟市ホームページに掲載しています。検索エンジンから「新潟市制度融資のご案内」等で検索してください。

ただし、3枚複写様式（障がい者雇用推進枠で使用）は最寄りの区役所でお受け取りいただくか、商業振興課へご連絡ください。

中小企業振興資金は、新潟市の指定する様式はありません。

新潟市制度融資の  
ご案内



Q 2 設備資金の申し込みはいつの時点で行ったらよいか。

A 2 発注前に融資の申し込みを行ってください。すでに代金を支払済みの場合は、受付することができませんのでご注意ください。

Q 3 「1年以上継続して同一事業を営んでいること」について、事業の開始はいつを基準とするか。

A 3 個人事業主の場合は開業届に記載の開業年月日、法人の場合は法人登記簿に記載の会社成立の年月日から数えます。法人成りした場合は個人事業主の開始日から数えてください。

Q 4 小規模企業振興資金で要件となる従業員数の考え方は。

A 4 「常時使用する従業員」には、事業主、法人の役員、臨時の従業員及び事業主と生計を一にしている三親等内の親族は含まれません。

なお、名目は臨時雇用者であっても、実質的に長期継続的な雇用関係にあるものは、「常時使用する従業員」に含まれます。

Q 5 法人設立から間もないため、法人の納税証明書（新潟市制度用）が発行されない場合はどうしたらよいか。

A 5 法人の納税証明書が発行できない場合は、法人の代表者個人の納税証明書を提出してください。